

FA 登録(規約抜粋)

- 1 2 年以上活動していない販売店(F 店)は、還元水生成器、Anespa DX 若しくはウコン 3DD セットを自己購入することにより、現在登録されている紹介者以外の下に系列移動することが出来ます。
 - 1.1 同一の 6A2-3 販売組織内では、FA 登録による系列移動をすることは出来ません。
 - 1.2 特例登録の販売店は、特例解除となるまで FA 登録することは出来ません。
 - 1.3 FA 登録を特例登録で行うことは出来ません。
- 2 FA 登録の際には、「FA 新規登録申込書」、「商品購入申込書 会員登録申込書」及び現住所が確認できる公の顔写真付き証明書を提出し、承認を受けます。
 - 2.1 還元水生成器、Anespa DX 若しくはウコン 3DD セットを分割払で購入する場合には、その申込書を提出し承認を受けます。
- 3 FA 登録の際には新規 ID が発行されます。
 - 3.1 FA 登録者本人のみが新紹介者系列に移動し、FA 登録者の既存販売組織は、既存の紹介者系列に残ります。
 - 3.2 旧 ID は販売店資格を喪失し、解約済みポジションとなります。
 - 3.3 複数ポジション(ID)を保有している場合、FA 登録で系列移動可能なポジションは 1 つのみで、他ポジションの販売店資格は全て喪失し、解約済みポジションとなります。
 - 3.4 販売店資格を喪失するポジションでは、累積しているウコンマージン、カートリッジマージンを含め、全てのマージンや奨励金等を受け取る権利を失います。
- 4 FA 登録をした販売店の旧ポジションでのランク、累計販売流通台数及び累計販売金額は、新規 ID に引き継がれます。
- 5 ランクが 6A 以上の販売店が FA 登録する場合、株式会社エナジック社長及び営業本部の承認が必要になります。
- 6 FA 登録をした販売店のランク昇格条件
 - 6.1 旧 ID でのランクが 4A 以下及び累計販売流通台数が 70 台未満の 5A 販売店は、通常の条件の下でランク昇格が認められます。
 - 6.2 旧 ID で累計販売流通台数が 70 台以上の 5A 販売店は、6A 認定のためには FA 登録後半年以内に 30 台以上の販売流通台数が必要となります。
 - 6.2.1 6.2.を満たして 6A 認定されるまでは、累計販売流通台数が 100 台以上、かつ累計販売金額が\$300,000 以上であっても、直接販売及び自己購入の際には最高 5A ラインでの登録となります。
 - 6.2.2 6.2.を満たして 6A 認定された販売店は、6A 育成奨励金、6A インセンティブボーナス、6A グループセールスボーナス及び 6A ステップアップボーナスの獲得対象となります。

- 6.2.3 6.2.を満たさなかった場合でも、FA 登録後の累計販売流通台数が 100 台以上、かつ累計販売金額が\$300,000 以上になると 6A 認定となり、6A 育成奨励金、6A インセンティブボーナス、6A グループセールスボーナス及び 6A ステップアップボーナスの獲得対象となります。
- 6.3 旧 ID で 6A 以上の販売店は、6A 再認定のために FA 登録後半年以内に 30 台以上の販売流通台数が必要となります。
- 6.3.1 直接販売又は自己購入の際には、6A ラインで登録することが出来ます。
- 6.3.2 6.3.を満たして 6A 再認定されると、6A 育成奨励金及び 6A ステップアップボーナスの獲得対象となります。
- 6.3.3 6.3.を満たして 6A 再認定された販売店であっても、6A インセンティブボーナス及び 6A グループセールスボーナスの獲得対象とはなりません。
- 6.3.4 6.3.を満たさなかった場合でも、FA 登録後の累計販売流通台数が 100 台以上、かつ累計販売金額が\$300,000 以上になると 6A 再認定となり、6A 育成奨励金及び 6A ステップアップボーナスの獲得対象となります。
- 6.4 FA 後販売店のランクアップは、前記 6.1、6.2、6.3 の条件を満たすことによって認められますが、上位販売店のランク昇格(6A から 6A2 への昇格等)には影響を及ぼしません。
- 6.4.1 前記 6.2.3 又は 6.3.4 の条件を満たして 6A(再)認定となった場合には、上位販売店のランク昇格要件となります。
- 7 FA 後のアカウントにおける名義変更は認められません。